

神奈川県告示第 116 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 29 年 3 月 21 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

2 事業の種類

一般国道 468 号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・神奈川県横浜市栄区田谷町字中ノ橋地内から藤沢市城南一丁目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

3 手続が開始される土地

横浜市戸塚区影取町字景取、字影取、字鉄砲宿及び字向川久保並びに東俣野町字南町地内

鎌倉市関谷字向川久保地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市戸塚区役所総務部区政推進課及び鎌倉市役所都市整備部道路課